

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

那須塩原市統一の保育理念、基本方針、保育目標は明文化されており、保育園では「指導の重点」、園独自の「今年度の目標」を加えた形で基本文書『なべかけ保育園保育理念』を作成している。基本文書は各教室、事務所に掲示し日常的に職員が確認出来るようにしており、平成26年度は保育理念等についての研修を行い、職員も理解を深め周知している。

基本文書の内容について入園時説明会で説明を行うとともに、在園児の保護者には園だよりと一緒に園長の文章を添えて配布しており、実施する保育に対して理解と協力が得られるよう働きかけている。市の保育園ガイドブックや年度当初の園だよりにより保育目標等を記載し、保健センター、子育て相談センター、近隣の公民館や小学校等に配布しているものの、特に説明までは行っていない。今後は保育理念等について理解が深まるよう、わかりやすい形で周知する工夫が期待される。

一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通理解を持つことができるよう、子どもの様子や状態等を朝礼や日誌、職員会議等を通じて確認し合い、情報共有を図っている。子どもが素直に自分の気持ちが言えるよう日常の保育の中で配慮している。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

入園時に子どもの健康状態について詳しく聞き取って記録し、基本的な状態を把握するとともに、毎朝、登園してきた子どもの様子を観察し、気になることがあったり、保護者からの伝達があったりした事項を名簿の一覧表に個別に記載して、クラス担任が把握できるようにしている。また、昼間の状況は連絡表に記載して遅番の職員に確実に知らせることができるような工夫をして、子どもの健康状態を日々の職員も情報共有できるようにしている。3歳未満児については個別の連絡ノートに毎日の健康状態や家庭での様子、園での様子を細かく記載して伝え合っており、保護者と園が協力して保育に当たっている様子が窺える。必要な予防接種についての情報を知らせるとともに、接種漏れがある場合には個別に注意を促している。職員会議では健康や支援に課題がある子どもの状態について話し合い、職員間で情報共有ができるようにしている。

昼食は那須塩原市の栄養士が作成した共通献立によって園内で調理職員が調理し提供している。市では栄養士や調理職員、保育士の代表が集まり、毎月給食会議を開催して、子どもの好き嫌いや食べ具合の調査をもとに、日々の献立や行事食の実施について話し合っている。乳児の離乳食については、保育士と調理職員が相談しながら、個別の発達状況に合わせて調理・調整している。東日本大震災時の原発放射能漏れ事故後は、しばらく園庭で栽培している野菜を利用することができなかったが、除染後は子どもたちも参加して野菜の栽培や収穫をし、安全に配慮しながら給食に取り入れている。

毎日の午後のおやつのうち、週1回は各園で手作りすることになっているが、保育園では食材費や光熱費の許容範囲内で手作りおやつの回数を増やすよう努めている。また、アレルギーがあるためいつも別メニューとなっている子どもでも一緒に食べられるようにと、手作りおやつの食材を工夫する試みもしている。さらに、年齢に応じた取り組みとして行事の時などのバイキング食、カレーライスやクッキー作り、ケーキのトッピングデコレーションなど、食にまつわる楽しみを増やしている。3歳以上児では誕生会に職員室で園長と一緒に食事をしたり、4・5歳児クラスでは自分の食べられる量だけを取り分けたり、食事の準備や片付けをしたりして、さまざまな体験ができるように食事場を工夫している。

年長児には家庭で食べた朝食や夕食の献立を「食事バランスごま」の幼児版に色分けして表現させ、いろいろな食材をまんべんなく食べることの大切さを教えている。この実践により、園としては子どもを通して家庭での食事が充実することも期待している。

調理室の入り口の戸は、下まで全面素通しのガラス張りになっていて、廊下から調理の様子を見ることができ、配膳台も子どもの背丈に合わせて低くなっており、子どもが調理に関心を持ったり、調理職員と交流したりしている。園では那須塩原市統一の食育だより以外にも調理職員と保育士が相談して「食育だより」を作成・発行し、レシピや家庭でも食べることの楽しみが増えるような工夫を紹介している。

那須塩原市の保育園では、健康診断、歯科検診、尿検査、眼科検診、ギョウ虫検査を実施している。保育園では各検査結果に異常が見られた場合に、保護者に精密検査や再検査を受けるように文書で伝え、検査の結果は保育園に知らせてもらうようにしている。園では歯ブラシの衛生や危険性を考慮して、従来子どもに対して歯磨き指導を積極的には実施してこなかった。この地域は虫歯が多く治癒率が悪いという調査結果を受けて、本年度は6歳臼歯の生える時期を迎えた年長児保護者向けに衛生事業団の歯科指導を実施した。園でも以前から実施していた食後のぶくぶくうがいに加えて、4・5歳児クラスでは食後の歯磨きを始めた。

園では、園長が季節の変わり目や感染症流行の兆し等の時期を捉えて、「ほけんだより」を発行し、健康についての情報以外にも生活リズムをつくる大切さや服装についての注意事項を知らせて、子どもが健康に育つための啓発をしている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c

II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	㉠・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉠・c

評価所見

保育士は常に子ども一人ひとりに目を向けて受容するよう心掛けており、日誌にも反省の言葉を記入したり、会議で子どもや保護者への共感の気持ちを育てるような話し合いをしたりしている。支援や対応の難しい子どももいて、保育士に乱暴な態度を見せたり、注意を引いたりするような行動をとることがあるが、その子どもの育ちの背景に目を向けるとともに、褒めること、甘えさせることを徹底することで行動に変化が現れることを保育士は日々体験し、受容することの大切さを実践から学んでいる。

保育士に余裕がなくなると穏やかに接することが難しくなることもあり、子どもや保護者への言葉かけや対応のし方を変えるために、県北部地区保育研究会保育士部会作成の「とちおとめ10ヶ条」(マイナス思考にさせる否定語の一覧)や「リフレーミング」(マイナスイメージの言葉や考え方を、見方を変えることによってプラスのイメージに変化させる“言い換え”を一覧表にしたもの)を、目につくところに貼って、日常的に反省するきっかけとしている。

発達に特別な支援が必要な子どもには、個別に目標を立てたうえで保育方法に工夫を凝らして保育に当たっている。必要に応じて加配の職員が配置され、子育て相談センター所属の心理士からのアドバイスも受けている。保護者には専門機関を紹介することや相談にきめ細かく応じることなど、個別にできるだけの対応をとっている。また、会議を通して職員間で情報の共有をおこない、外部研修を受けるなどして支援の質の向上に努めている。

那須塩原市の施策上、現在、延長保育の対応はしていないが、朝は7時30分から、夕方は6時まで保育時間を設定している。早朝と夕方は子どもの数が少ないため、年長児と乳児が一緒にいる危険性を避けた上で合同保育となる。長時間保育のための特別な設備はないが、子どもが小グループでおもちゃ遊びをしたり、保育士が読み聞かせをしたり、保育士が乳児を順番におんぶしたりするなど、親密な雰囲気保育空間を作っている。短時間保育士が担当することもあるため、連絡表を整備し、引き継ぎには十分注意している。アンケート結果によれば、保護者からはどの保育士も子ども全員のことがわかっていて、保育士同士のチームワークがよく、目が行き届いて安心だとの好意的な感想が寄せられている。

保育園の変更に当たっては、市内の場合は公立でも私立でも児童票を転園先に移管することが市全体として取り決められている。市外への転園や幼稚園への編入の場合、転園先や保護者からの要請があれば「転園時園児報告書」を作成し、在園中の園児の様子や発育状況、保育上の注意事項などを記載してサービスの継続性に配慮した対応をとることもある。保育園を移った後も保護者からの相談にはいつでも応じるとしているが、今後は、組織として担当者や窓口を設置し、保護者にその旨を記載した文書を渡すなどの対策をとることが望ましい。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・㉠・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	㉠・b・c

II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

那須塩原市では保育課程、年間指導計画を園長・副園長会議で話し合い、平成 23 年度以降、市全体で統一した内容のものを編成している。平成 17 年に 1 市 2 町が合併した際に、3 つの自治体で異なっていた保育観や保育計画を同じものにした、公立保育園では避けて通れない職員の異動があっても戸惑わないようにしたい、との考えが背景にある。しかし、その後の保育実践の積み重ねも踏まえて、入所している子ども及び家庭の状況や保護者の意向、地域の実態を考慮し、保育所保育指針の各項目を組み入れてさら充実した内容となるよう、保育の計画の再編成が期待される。平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることもあり、この機会に市立保育園全体で議論し、保育実践に基づく指導計画の改善、内容充実に努めてほしい。

入園時の個別面談を通して、子どもの健康状態や発育状況、家庭状況等の聞き取りを行い、年齢別の共通の書式に書き入れ、基本的な情報を把握している。全ての子どもについての発達課題や保育ニーズの抽出は実施していないが、3 歳未満児および発達支援児については個別に月ごとの目標を設定して保育計画を立てている。

年齢別の年間指導計画は、基本的には那須塩原市で統一の内容を策定しており、年齢別研修についてのみ、各園で書き入れている。毎月の指導計画（月案）と週の計画（週案）はクラス担任が策定し、天候やその他の事情で計画が変更になった場合は、赤字で変更を書き入れ、クラス全体の保育記録として残されることになる。月案、週案（日案を兼ねる）は、月末、週末に担任が評価・反省を書き入れ、必要に応じて園長・副園長がコメントの付箋を貼って、次の指導計画作成の参考にする方法が定着している。

保育の標準的実施方法としては、那須塩原市で年齢別の基本文書が策定されており、クラス別の「日誌」というファイルには、標準的実施方法、主なマニュアル類をはじめ保育課程・年間指導計画・月案・週案が綴られていて、クラスの保育の流れが把握できるようになっている。標準的実施方法の見直しは市立保育園全体の副園長会議等で行われることになっており、保育園独自のマニュアルは作成していない。標準的実施方法は新人職員教育や異動してきた職員の研修に有用であり、園の施設設備の違いや地域性、年齢構成等によっても内容が異なっ

くるので、職員の話し合いによって園独自に策定更新や見直しをすることが望ましい。その際、子どもや保護者のプライバシーの保護や羞恥心への配慮事項等を、保育や支援場面ごとに書き込むことが求められる。

子どもの保育記録については、市で児童票の書き方のマニュアルが作られており、年齢別に自由記述欄への記載スケジュールが決まっている。通常、年齢が上がると記載間隔は延びて、半年ごと、年ごとにまとめた文章として記録されている。3歳未満児や発達支援児については個別指導計画表に発達状況や特記事項が記録される仕組みとなっている。

記録文書ほかの文書類は、市の文書管理規定によって適切に管理されている。転園の際の児童票の移行については別に取り決めが作られている。

一人ひとりの子どもについての情報は、日々申し送りノート等により保育士間で確実に伝わるように仕組みが作られており、小規模の園であることもあり、保育士は担当以外のクラスも含め、どの子どもについてもよく状況をつかんでいる。職員間の連携が図られており、保育のねらいや内容等について理解を共有し合い、一人ひとりの子どもの発達過程や心身の状態に基づいて行き届いた対応が行われている。ケース会議では発達に支援が必要な子どもの状況や課題のある家庭の支援について話し合わせ、会議に参加できなかった職員も会議録を確認して情報の共有に努めている。

年度の初めに、園としての指導の重点・今年度の目標を作成し、保育理念・基本方針・保育目標とともに記載した文書が保護者に配布されている。平成26年度の目標として、①体を使う遊び体験を通してバランス感覚や体の制御方法を身につける、②食育のプログラムを通して感謝の気持ちや命の大切さを学ぶ、の二つを掲げている。

保育園では0歳児は8ヶ月齢から受け入れている。園の規模が小さく、部屋数が十分でないために乳児が過ごす部屋は手狭である。0歳児と1歳児の一部が混合クラスとなっており、年度途中の入園は乳児が多いため発達状況の差が大きく保育に苦慮することもあるが、利用する部屋を工夫し、生活サイクルを個々の子どもに合わせながらきめ細かく対応している。

1・2歳児は混合クラスとして編成されている。活動は活発になり、自己主張も強くなる時期であるが、保育士は子どもの意思を尊重する姿勢をとり、待つことと褒めることの保育を実践していた。この年齢は探究心が旺盛になる時期であり、保育士が安全性や経済性を優先して子どもの探究心の芽を摘むことがないよう、さらなるステップアップが期待される。

幼児は3・4歳児クラスと4・5歳児クラスがあり、グループ活動なども行われ、子ども同士が次の活動を伝え合うなど、協力・協同して物事に取り組む姿勢がはぐくまれている。外遊びとして、大縄飛びや縄跳びが盛んに行われていて、何回跳べたかを競い合い、保育士も励まして成長を喜び合っている姿が見受けられた。サッカー教室や地元のプロ自転車チームが訪れての自転車教室を実施し、保育活動に積極的に体操を取り入れ、自由遊びではジャングルジムなども高く上れる子どもにはどんどん挑戦させていて、体のバランス感覚を養う保育目標を実現している。小学校入学に向けて午睡をとらなくなる時期になると、年長児は園長室でカルタや双六などのゲーム遊びをして、順番を守ったり、友達と仲良くやりとりをしたり、ルールに従って遊びを楽しんだりすることを学んでいる。

県教育委員会幼児教育センターが主催する「幼稚園・保育所・小学校職員相互職場体験研修」事業があり、小学校と保育園の職員が相互に交流する機会が設けられている。小学校入学時期になると、指導要録やリレーシートを渡して、保育園と小学校が共通認識を持つことができるよう取り組んでいる。子ども個別の就学に向けた計画は策定されていないが、年長児が小学校を訪問する取り組みもあり、子どもが期待を持って進学できるように配慮している。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・ b ・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a ・b・c

II-24	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-25	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-26	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c

評価所見

建物は木造で木のぬくもりが感じられ、床暖房が設置されている。建物が小ぶりにできており、部屋数にゆとりがなく、乳児のほふく室や幼児の午睡室の確保が難しい。在園児の数によって、クラス分けや部屋割りを変えざるをえない状況があり、部屋の仕切り扉を開放するなど工夫をしながら使用している。行事等で必要があれば隣接する公民館のホールや園庭に隣接する旧中学校のグラウンドと体育館を借用することができる点では、活動に幅ができて有利である。トイレ全体が廊下側から見えるようにガラス張りになっており、トイレの個室に扉やカーテンが設置されていない。恥ずかしいと感じる子どもには時間をずらしたり、離れて見守ったりするなどの工夫をして対応しているものの、現状のままで問題がないか職員間で話し合い、確認を行ってほしい。また、最近改善されたとはいえ、複数の職員から季節や天候によっては合併浄化槽からの臭いが気になるとの指摘があり、調査・検討が求められる。

園には保育士と調理職員のほか、用務員とおじいちゃん保育助手が配置されていて、設備や遊具の簡単な修繕や清掃、菜園の管理等を担当している。おじいちゃん保育助手は、職員のほとんどが女性であるための緊急事態への対応や高齢者と子どもの交流によるゆとりある保育の実現を目的としており、那須塩原市が公立各園に配置している。子どもたちにこままわしを教えるなど、昔取った杵柄を遺憾なく発揮してくれている。

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるために、食事のマナーや食後の歯磨きや口ゆすぎ、正しい手洗いの仕方、災害等の避難に備えて午睡時にはパジャマに着替えさせないかわりに、防寒着は袋に収納させ、持ち出せるようにし、上着や靴下をきちんと畳むこと、就寝前のトイレ等々を習慣づけている。保護者に対しても、家庭での生活リズムの定着や早寝早起き、朝食を必ず食べることなどの大切さを、お便りや行事の際の園長挨拶などを利用してことあるごとに伝えている。また、人の話を集中して聞いたり、学校で長時間座って学習したりするためには体幹をしっかり育てることが肝要であるとして、全身を使った体操や運動、雑巾がけ、手のひらや指先を意識させ力を入れてテーブルを拭くことなどに取り組んでいる。

園舎のまわりは田んぼや森が広がり、小川が流れる田園地帯で、安全に自然とふれあう環境に恵まれている。子どもたちは毎日のように散歩に出かけ、動植物と出会い、摘んだり拾ってきたりした草花や落ち葉を使って遊んでいる。散歩で出会った人や保育園に訪ねてきた人と気軽に挨拶を交わし、散歩に出かける時や戻ってきた時には、保育士が報告する以外にも、子どもの誰かしらが園長室に声をかけており、子どもの社会性が育っていることを確認することができる。

年齢ごとの人数や部屋数の関係で、4・5歳児クラス、3・4歳児クラス、1・2歳児クラス、0・1歳児クラスの4クラスがあり、年齢が混合するクラス分けとなっている。年長児が年少や乳児のクラスにお手伝いに行く指導もしており、小さな子どもをいたわり手助けする自然な交流も生まれている。

発表会や祖父母参観、敬老会、高齢者施設訪問などの際には歌や踊り、合奏等を披露する機会があり、平成26年度の発表会では年長児は「おおきくなったらなにになりたい？」というテーマの生活発表に取り組んだ。自由遊びや計画された保育と教育を通して、子どもたちの言語表現やリズム表現等の力を育てている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

評価所見

各クラスに保護者が1名ずつ保育に参加し、直接子どもとふれあうことで園での様子を直に感じられる「保育参加（保育士体験）」を行っており、保護者が園児と一緒に給食の試食をする機会になっている。子どもの食事風景がわかり、食事内容については具だくさんのおかずや盛り付けの工夫など保護者から好評であり、人気の献立レシピを教えてほしいという要望も聞かれている。食育だより、献立だより、園だより、クラスだよりにて保護者には食育に関しての大切さを知らせている。園舎の外に設置したボードには行事食や手作りおやつの写真が貼られ日々の出来事の掲示もあり、親子で話す機会になっている。送迎時に保護者から子どもの朝の様子や食事などの状態の説明を聞いて朝礼等で確認し共有している。

保育参加後に保護者との個人面談を行っており、園での1日の流れや子どもの様子から成長が感じられた、職員の園児に対する接し方や言葉かけ、話し方が参考になったという保護者からの声も聞かれている。朝食を食べる時間の余裕がない子どもには保護者におにぎりの持参をお願いして保育園で食べるようにするなど、職員は保護者と日々コミュニケーションを心がけ、状況に応じた保護者支援を行っている。

虐待マニュアルは整備されており、リーフレットも保護者に配布されている。日々の保育の中で子どもの変化や子どものつぶやきから、また、送迎時の保護者の子どもへの接し方や話し方などにより、職員が気になるケースでは個別の相談や助言を行うなど、係わりを強めている。園での子ども状態の確認や虐待についての内部研修を行い、職員会議で全職員が共通理解のものとときめ細やかな観察を行い虐待の早期発見に努めている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	①・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	a・②・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・②・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・②・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	①・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	①・b・c

評価所見

近くの特養老人ホームの訪問や隣接する公民館の高齢者学級への参加の他、祖父母の保育参観を行うなど、園児とお年寄りとの交流の機会が多い。保育士と一緒に園児が夏祭りや運動会のポスターを届けに近所の商店やスーパーに行ったり、園児の作品を公民館まつりに出展したりしている。散歩の途中のあぜ道で園児が地域の人々とあいさつや言葉を交わすなど、係わり合いを多くの場所で経験している。小学校や公民館との間で交流行事も多く、地域の関係機関との協力も密接に行われている。マイチャレンジやボランティアサマースクールの中、高校生を受け入れ、職場体験の場を提供している。高齢者を始め、自分の生活に関係の深い、地域のいろいろな人に対する親しみや感謝の気持ちを育む上で、重要な機会となっている。

保育園を利用していない地域の子育て家庭も含めた相談窓口を設けているものの、市の子育て相談センターが別に設置されていることもあり、園に直接相談に来るケースは少ない。また隣接する公民館で月1回子育てサロンを開催しているが、参加者から保育園に要望が寄せられることはない。地域の子育て家庭についても、本来業務に支障のない範囲において、他の関係機関、サービスと連携しながら保育所の機能や特性を生かした支援を行うことが求められる。保育園が子育てに困った時や心配事を気軽に相談出来る場所として地域に広く知られるよう、公民館や子育てサロン、体育館等を訪れる人たちに積極的に働きかけを行うことが期待される。

ボランティアマニュアルは整備され、受入れの意義や方針が明文化されており、事前に職員の話し合いを行い共通理解のもとに実施している。保護者には園日より等によりボランティアの訪問を知らせている。

関係機関や相談機関、医療機関や団体等のリストが作成され事務所に掲示されており、種類別に分類されて職員がすぐに利用できるようにしている。小学校教師と保育士の交換研修での職場体験も行われ、入学前には年長児が小学校を訪問し児童との交流や小学校の様子を知るなど、保育園と小学校の連携協力が行われている。発達上の課題が見られる子どもの保護者に対しては、子どもについての共通理解が得られるよう話し合いを強め、必要に応じて専門機関を紹介し、時には付き添うなどの対応をしている。子育て相談センターや保健センターからは随時相談やアドバイスを受ける連絡体制も出来ている。

那須塩原市のガイドブックや保育園のしおりを保健センター、子育て相談センター、公民館に配布している。入園希望の見学者には保育園のしおりを使って保育内容等についてわかりやすく説明し、園内見学等の希望に都度対応している。入園時の保護者の説明には話し方や言葉使いに注意して質問に対しても丁寧に答えている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
Ⅳ-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	(a)・b・c
Ⅳ-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	(a)・b・c
Ⅳ-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	(a)・b・c
Ⅳ-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	(a)・b・c
Ⅳ-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

園だよりに毎月の「安全目標」を掲載し、例えば散歩が増える時期は道路の歩き方を注意したり、服を着込む冬場には転倒防止を呼びかけたりするなど、時季に応じた子どもの安全確保のための注意喚起に努めている。毎年 1 回、隣接する公民館・郷土館と交替で合同避難訓練を行うなど、地元の関係機関と連携して火災等の非常事態に備えており、大人たちと実践的な訓練を行う機会となっている。

子どもの安全を脅かす事例の収集（ヒヤリハット）については、日々「事故災害防止点検表」に記録し、職員会議で積極的に報告させて意識付けを強め、要因の分析、対応策等について情報共有を図っている。

アレルギー疾患等をもつ子どもに対してはマニュアルに沿って除去食や代替食を提供し、専用トレイの使用、調理器具の区別、他の子どもと離れて食事するなどの工夫を行っており、子どもの心身の状態に応じ適切に対応している。保護者が気づいていないアレルギー症状を保育園で発見して写真等に記録し、保護者と連携して対処した事例もある。

市で統一した給食調理衛生管理マニュアルが作成されており、マニュアルに基づいて水周り等は常に清潔に保たれている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・Ⓑ・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・Ⓑ・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

評価所見

毎年、前年度の評価・反省を踏まえて園独自のアクションプログラムを策定するとともに、年度末に保育園全体の自己評価を行うなど、保育の質について定期的に自己評価を行う体制が整備されている。子どもや保護者によりそった支援に取り組む中で、一人ひとりの保護者の状況を踏まえ取り組むべき課題がみえてきて、次年度のアクションプログラムに保護者支援のための「保育士等のスキルアップ」を掲げる等、取り組むべき課題を明確にして保育の改善が取り組まれている。保護者の気持ちを受け止め、子どもの成長を共に喜び、保護者の子育てを励まし援助していく保護者支援の基本が職員間に浸透しつつある様子が窺われた。

職員全員が半期ごとに自己評価を行う仕組みが定着しており、自己評価結果をもとに個々の職員とフィードバック面談を行う等により、個々の反省を踏まえた保育の改善が図られている。

第三者評価を受審するに当たり、平成 25 年度に毎週 1 回、個々の評価基準をテーマに職員会議で話し合い、結果を職員全員にフィードバックする取り組みを園内研修の一環として実施した。皆で保育内容を確認し合い、自分たちの保育を見直す貴重な機会となり、保育の質の向上につながっている。

市の保育園整備計画の下に、必要な人材や人員体制に関するプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。市の正規職員について人事考課の仕組みが整備されているものの、臨時職員、パート職員は対象外である。園として個々の職員の仕事を評価し、その結果をフィードバックすることにより、個々の職員の意欲を喚起し、職場全体を活性化させる取り組みの強化が期待される。

園長や副園長が人事評価、意向把握のための個人面談を職員全員と定期的に行うなど、職員の就業状況や意向の把握に努めている。臨時職員の間で、傷病休暇や有給休暇日数、メンタルヘルスの相談窓口などの要望が出されており、今後は把握された意向・意見について分析、検討し、職場の改善にいかす仕組みの構築が期待される。

市のアクションプログラムには「保育士等研修の充実」が掲げられ、職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。園では、できるだけ多くの職員が直接研修を受けられるよう、外部講師を招いた園内研修に力を入れている。平成 26 年度はコミュニケーションスキルを向上させるためのアサーション・トレーニングや、子どもの褒め方・叱り方等をテーマに、県教育委員会の協力を得て園内研修を実施している。楽しみながら気づきにつながる研修として職場に定着し、職員の資質向上につながっている。

職員が参加した外部研修会の内容については、全職員で事前に研修資料を回覧したうえ職員会議で伝達研修を行い、必要に応じて実技演習を行う等、研修成果を共有する仕組みがつけられている。

市では公務員としての知識を身につけるために個人ごとの研修計画を策定し、職員の資質向上を図っているものの、職員一人ひとりを対象とした保育の専門研修計画までは策定していない。個々の職員の担当職務や到達度に応じて外部研修受講の割り振りを行っているとはいえ、今後は、一人ひとりの職員の持つ技量等を評価して個別的な研修計画を策定し、成果の評価・分析を行って次の研修計画の内容に反映させる取り組みの強化が期待される。

実習生の受入れマニュアルを整備し、その中で意義・方針を明文化しており、実習生の受け入れと育成について体制を整備している。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・Ⓑ・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・Ⓑ・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・Ⓒ
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・Ⓑ・c

評価所見

市の次世代育成支援対策行動計画、保育園整備計画、行政予算管理の下に中・長期計画、収支計画が策定されており、中・長期計画の内容を反映した園の事業計画が策定され、各計画は、職員参画のもとで策定、評価・見直しが行われている。園の周辺地域について新たな施設整備等の計画はないため、施設の不具合等に応じて小規模の施設改良、修繕工事等を実施することとなっている。

事業計画の策定は、毎年のアクションプログラムの振り返り、行事等に対する意見や要望等に基づいて関係職員の参加のもとに組織的に行われている。

保護者への事業計画の周知という点では、保育理念等を周知するための基本文書に「今年度の目標」の項目を追加し、年度の重点課題を伝える取り組みを行っているものの、詳しい説明資料までは作成していない。家庭との適切な連携を図り、保育を行っていくためには、保護者が保育の方針や意図について理解していることが望まれるため、様々な機会をとらえ保護者が理解しやすい情報や形で伝えていく取り組みの強化が期待される。

保育参加や各行事の後は保護者アンケートを実施して保護者の意向を把握し、すべての声をまとめた文書をフィードバックするとともに、問題指摘を受けた場合には分析・検討して保育の改善にいかす取り組みが行われている。今後はさらに一歩進んで、調査結果を保護者参画のもとで検討する場を定期的に持つなどの取り組みが期待される。

子ども・保護者のプライバシー保護については、守秘義務マニュアルを整備し、会議で職員に周知している。

毎年、保護者に対して苦情解決制度に関する説明文書を配布するなど、苦情解決の仕組みは整備されており、苦情内容と解決結果等については記録に残し、申し出た保護者に対応内容等をフィードバックするなど、適切に対処する仕組みは機能している。

園長の役割と責任は職務分担表に明文化し、職員会議等で表明されており、職員に理解されるよう積極的に取り組まれている。また、園長は研修参加等を通じて、遵守すべき法令等を正しく理解するよう努めている。園長は、保育の質の向上に対して意欲を持ち、アクションプログラムの実施等を通じて、組織的な取り組みに努めている。

市立保育園全体の園長会議等を通じて保育に対する需要動向や園の位置する地域の特徴が把握されており、事業経営を取り巻く環境を的確に把握するための仕組みが確立されている。コストや在園児の推移等の分析や予算執行状況等を定期的に職員に周知し、改善のための取り組みを職場全体で行っている。

外部監査という形式ではないものの、市全体として地方自治法に定められた監査委員（会計の専門家を含む）による行政監査が実施され、監査結果に基づいて経営改善を実施する仕組みが構築されている。

保護者から意見や提案については苦情解決の仕組みを準用して対応し、職員会議等で十分に検討し、保育の改善につながるよう努めているものの、保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルまでは作成していない。今後は、意見等に対して積極的に対応していることについて、より一層周知と理解の浸透を図る取り組みが期待される。